

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第6条(略)</p> <p>(下請負人に係る報告)</p> <p>第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p><u>(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)</u></p> <p><u>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者</u></p> <p><u>(当該届出の義務がない建設業者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)</u>を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。)の相手方としてはならない。</p> <p><u>一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</u></p> <p><u>二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</u></p> <p><u>三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、発注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第8条～第9条(略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>一 現場代理人</p> <p>二 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者。以下同じ。)</p> <p>三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第2号において、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任とする。</p> <p>3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求、同条第5項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p>	<p>第1条～第6条(略)</p> <p>(下請負人に係る報告)</p> <p>第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p>第8条～第9条(略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>一 現場代理人</p> <p>二 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者。以下同じ。)</p> <p>三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第2号において、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任とする。</p> <p>3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求、同条第5項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p>	
<p>5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p>	<p>4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p>
<p>6 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>	<p>5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>
<p>第11条～第42条(略)</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰する理由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 第6条又は第17条の規定に違反したとき。</p> <p>四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>五 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>六 第47条第1項各号に規定する理由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第43条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>二 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>三 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。)又は受注者の使用人に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p>	<p>第11条～第42条(略)</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰する理由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 第6条又は第17条の規定に違反したとき。</p> <p>四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>五 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>六 第47条第1項各号に規定する理由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第43条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>二 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>三 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。)又は受注者の使用人に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>解除された場合。</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日実施)第8条の規定に該当するときは、前項に規定する違約金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>4 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p> <p>5 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第45条(B) 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>において、受注者は、請負代金額の100分の30に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 第43条、第43条の2又は第43条の3の規定によりこの契約が解除された場合。</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日実施)第8条の規定に該当するときは、前項に規定する違約金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p> <p>4 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第45条(B) 第43条、第43条の2又は第43条の3の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の100分の30に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された 再生債務者等</p> <p>3 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日 実施)第8条の規定に該当するときは、前項に規定する違約金に請 負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>4 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じ たときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第45条(C) 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>において、受注者は、請負代金額の100 分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に 支払わなければならない。</p> <p>一 第43条、第43条の2又は第43条の3の規定によりこの契約が 解除された場合。</p> <p>二 受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰す べき事由によって受注者の債務について履行不能となった場 合。</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に 該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、 破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管 財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された 管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された 再生債務者等</p> <p>3 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日 実施)第8条の規定に該当するときは、前項に規定する違約金に請 負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>4 発注者は、第1項の違約金を、請負代金より控除するものとする。</p> <p>5 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じ たときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第46号～第52号(略)</p>	<p>2 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日 実施)第8条の規定に該当するときは、前項に規定する違約金に請 負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>3 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じ たときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第45条(C) 第43条、第43条の2又は第43条の3の規定によりこの 契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の100 分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、そ の端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に 支払わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領(平成17年4月1日 実施)第8条の規定に該当するときは、前項に規定する違約金に請 負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>3 発注者は、第1項の違約金を、請負代金より控除するものとする。</p> <p>4 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じ たときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第46号～第52号(略)</p>